

令和 5 年度
「生駒市社会教育基本方針及び重点目標」
(案)

生駒市教育委員会

1 第2次生駒市教育大綱の策定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づく教育大綱の策定から4年が経過し、社会情勢の変化や新たな教育課題等に対応するため、一定の改訂を行い、令和2年6月に「第2次生駒市教育大綱」を策定しました。

「第2次生駒市教育大綱」は、前大綱と同様に、「子育て・就学前教育」、「学校教育」、「生涯学習」の3つの基本方針で構成され、「生涯学習」は、

「すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり」とし、さらに分野別の基本方針として、

- 1 すべての人が楽しく、安心して成長し、活躍できる機会の創出
- 2 人と本、人と人をつなぎ、まちづくりの拠点となる可能性に満ちた図書館づくり
- 3 歴史・伝統文化・芸術を通じた、より豊かなまちの実現
- 4 「健康」「生きがい」「仲間」「まち」をつくるスポーツの発展

と定めています。

この基本方針の内容を踏まえ、社会教育委員会議での審議・検討を経て、令和5年度の社会教育基本方針及び重点目標を定めました。

2 社会教育基本方針の設定

社会教育基本方針を教育大綱の「基本方針3 すべてのライフステージで、楽しみながら学び、地域とつながる機会づくり」としました。

(考え方)

前大綱に基づく考え方と同様、教育大綱は、社会教育も包括する教育行政の基本方針であり、教育大綱との整合性を保ち、実効性を高めるため、生涯学習にかかる基本方針を社会教育基本方針とするものです。

3 令和5年度重点目標の設定

教育大綱「基本方針3」に示された4つの分野別の方針に基づいて令和5年度の重点目標を設定し、さらに、重点目標に対応する具体的な事業内容を併記した表形式で作成。令和4年度第3回社会教育委員会議（2月15日）において、審議・検討を行いました。

